

### Ⅲ-4-4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

#### 景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ④与の字橋から愛宕山眺望領域

<b>眺望の特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。</li> <li>・愛宕山は城下町盛岡の北山の一角をなし、城下町のランドマークとなっていた。現在は環境保護地区となっている。</li> <li>・この愛宕山を中津川沿いに望む眺望は、身近でありながら奥行きを感じさせる独特な景観であり、落ち着いた盛岡の街を象徴し重要である。</li> </ul>
<b>届出対象行為</b>	・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

#### 景観形成の基本方針

・中津川沿いに愛宕山を望む眺望の代表的視点場として与の字橋を設定し、そこからの眺望を確保するため、前景となる上の橋兩岸を結ぶ眺望領域の建築物等の高さを規制する。

#### 景観形成の基準等

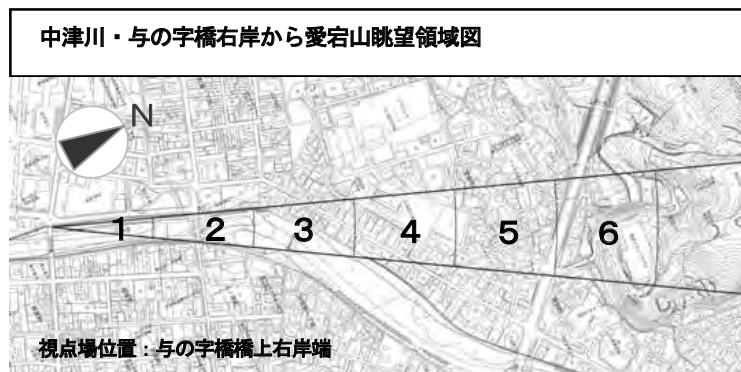
<b>勧告基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場を与の字橋の右岸端に設定し、愛宕山（196m）の山容のうち、盛岡グランドホテルの地盤面を基準にして標高174mのライン以上の眺望を保全する。</li> <li>・建築物等の各部分の高さ（屋上の工作物等を含む絶対的な高さ）は、視点場の標高（127.6m）に視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角2度7分（<math>\tan 2^{\circ} 7' = 0.0371</math>）を乗じた数値及び1.5m（人の目線の平均的な高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。</li> </ul>
-------------	--

#### \* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物高さの上限  

$$= ((\text{視点場の標高} : 127.6\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 2^{\circ} 7') - \text{計画地の地盤標高}$$
 (注： $\tan 2^{\circ} 7' = 0.0371$ )

・別図（与の字橋から愛宕山眺望領域）は最も眺望阻害の恐れが大きい6ゾーンを示した。



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

ゾーン	1	2	3	4	5	6
現況地盤高GL※	127.5m	129.0m	130.4m	130.4~131.5m	131.2~132.5m	132.5~145.3m
眺望ラインの標高 $\alpha=2^{\circ} 7'$ のとき	129.1+	129.1+	129.1+	129.1+	129.1+	129.1+
	$0 \sim 200 \times \tan \alpha$	$200 \sim 400 \times \tan \alpha$	$400 \sim 600 \times \tan \alpha$	$600 \sim 800 \times \tan \alpha$	$800 \sim 1000 \times \tan \alpha$	$1000 \sim 1200 \times \tan \alpha$
眺望が確保できる 建築物などの高さ	-	-	13.5~21.0m	19.9~28.4m	26.3~35.0m	20.9~41.1m

$\tan \alpha = 0.0371$  ※この表の現況地盤高は各ゾーン内にある街区基準点の標高の平均値を参考に計算していますので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査してください。